

2018年度（第38回）四国女子アマチュアゴルフ選手権競技 競技規定

主催：四国ゴルフ連盟

SGU SHIKOKU GOLF UNION

期 日：5月16日（水）17日（木）

場 所：松山ゴルフ倶楽部

〒791-0314 愛媛県東温市松瀬川乙1997番地

TEL.089-966-2100

1. ゴルフ規則：日本ゴルフ協会ゴルフ規則および本競技ローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定：競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. プレーの条件：5月16日（水）第1ラウンド 18ホール・ストロークプレー
5月17日（木）第2ラウンド 18ホール・ストロークプレー
※本競技は“18ホール終了”をもって成立とし、2日間で36ホールを終了できなかった場合は競技を短縮する。
4. タイの決定：36ホールを終わり1位がタイの場合は、即日委員会の指定するホールにおいてホールバイホールのプレーオフを行い優勝者を決定する。なお、3名以上でプレーオフが行われる場合、優勝者以外の競技者は2位タイとする。
5. 使用球の規格：『公認球リストの条件・ゴルフ規則付I(B)1b』を適用する。
6. 使用クラブの規格：『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付I(B)1a』を適用する。
7. 移動：正規のラウンド中の移動については、共用のゴルフカート及びコース内備え付けの移動用機器の使用を認める。
8. キャディー：正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付I(B)2』を適用する。
9. 競技終了時点：本選手権競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
10. 参加資格：JGA/USGA ハンディキャップインデックスを所持し、次のいずれかに該当する女子アマチュアゴルファー（出生時）に参加資格を付与する。
 - (1) 連盟加盟倶楽部に所属する会員
 - (2) 前年度本競技優勝者及び2位者
 - (3) 前年度四国ジュニアゴルフ選手権競技(女子15歳～17歳の部)優勝者及び2位者
 - (4) 前年度四国ジュニアゴルフ選手権競技(女子12歳～14歳の部)優勝者及び2位者
 - (5) 前年度西日本女子アマチュアゴルファーズ選手権 優勝者(四国地区在住)
 - (6) SGU 特別承認者注1：競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。
注2：本競技へ参加する競技者は、他地区連盟主催の同競技へのエントリーはできない。これに違反した場合、注1を適用する。
注3：(2)の資格で出場を申し込む者は、連盟所属倶楽部会員または四国在住を条件とする。
注4：資格(6)のSGU特別承認者については競技委員会の判断によりJGA/USGAハンディキャップインデックスを所持していなくとも参加を承認することがある。
11. 入賞：優勝、2位、3位、4位、5位タイ迄
12. 参加申込：参加希望者は、参加料を添えて所属倶楽部に申し込むこと。
申し込みを受けた倶楽部は、所定の申込書に記入し参加料を添えて連盟へ申し込むこと。
申込み用紙はFAX、参加料は下記指定口座へ振り込むこと。
振込先：四国ゴルフ連盟 口座番号 伊予銀行本店（普）1657319
ファックス番号 089-990-3261

13. 申込締切日： 4月24日(火) 午後5時までにSGU事務局へ必着のこと。
締切後の申込みは理由の如何を問わず受理しない。
14. 参加料： 5,000円
注1：申込締切後に参加を取り消した場合、参加料は返金しない。
(参加資格を喪失し出場できなかった場合も含む)
注2：締切前に参加を取り消した場合、参加料は返金するが、その際にかかる手数料(銀行振込手数料等)は申込者の負担とする。
15. 個人情報に関する同意内容： 参加希望者は、参加申込みに際し、「四国女子アマチュアゴルフ選手権競技参加申込書」により、四国ゴルフ連盟が取得する参加申込者の個人情報を次の目的の範囲内で他に提供(公表)することについて、予め同意することを要する。
(1) 四国女子アマチュアゴルフ選手権の参加資格の審査。
(2) 本競技の開催および運営に関する業務。これには、参加者に対する競技関係書類の発送や関係機関(報道関係者を含む)に対する参加者の氏名、生年月日、所属、その他選手紹介情報ならびに選手権の競技結果の公表を含む。
(3) この申込書による参加者の個人情報と、本競技における競技結果の記録の保存、ならびに本競技終了後において必要に応じ、そのうち参加申込書に記載の公表事項の適宜の方法による公表。
16. 肖像権に関する同意内容： 参加希望者は、参加申込みに際し、本選手権競技に関して、報道、広報のため、あるいは四国ゴルフ連盟の目的に反しない範囲で利用するために、写真・その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物にかかる競技者の肖像権を四国ゴルフ連盟に譲渡することを、予め承諾することを要する。
17. 練習日： 土曜、日曜、祝日を除き開催コースの指定する日とし競技会の当日及び前2回に限り会員並み扱いとする。
但し、所属倶楽部または連盟にエントリーを済ませた者に限ることとし、予約は必ず所属倶楽部を通して申込むこと。

- 付記： (1) 本競技上位者7名に、第60回日本女子アマチュアゴルフ選手権競技(6月19日～22日 埼玉県嵐山カントリークラブ)への参加資格を付与する。尚、JGA主催同競技は2014年からの新しい溝の規則が適用されるので参加選手は注意すること。
順位にタイが生じた場合は、最終ラウンドのスコアを比較し成績のよい競技者を上位とする。なおかつタイが生じた場合は、No.10～No.18を対象としたマッチングスコアカード方式で決定し、それでも決まらない場合は、No.17からのカウントバックで決定する。
- (2) 本競技上位者で平成5年(1993年)12月31日以前に誕生した者、7名に第23回日本女子ミッドアマチュアゴルフ選手権競技(11月15日～16日 千葉県富里ゴルフ倶楽部)への参加資格を付与する。
尚、JGA主催同競技は2014年からの新しい溝の規則が適用されるので参加選手は注意すること。
順位にタイが生じた場合は、最終ラウンドのスコアを比較し成績のよい競技者を上位とする。なおかつタイが生じた場合は、No.10～No.18を対象としたマッチングスコアカード方式で決定し、それでも決まらない場合は、No.17からのカウントバックで決定する。

注：上記参加資格の付与にあたっては、それぞれの競技に必要となる他の参加資格を満たすことを条件とする。